

やまがた110ネットワークに 登録しましょう

●「やまがた110ネットワーク」とは
警察が提供する安全安心に関するメール配信サービス
です。どなたでも無料で登録することができます。

●どんな情報が配信されるの？

以下の9種類の情報が配信されます。

必要とする情報や地域を選択することができます。

- ①事件手配情報
- ② 特殊詐欺発生情報
- ③ 不審者情報
- ④ 行方不明者手配情報
- ⑤ 交通安全情報
- ⑥ 交通障害情報
- ⑦ 防災情報
- ⑧ ポリスインフォメーション
- ⑨ 安心安全お得情報

登録はこちらからどうぞ！
QRコードを読み込み、メール
を送信すると、本登録メールが
届きます。



☎ 新庄警察署金山駐在所 ☎ 52-2922

あなたの遺言書を守ります

法務局では、自筆証書遺言書を保管する
手続きができることとなりました。遺言
者本人が、遺言書の全文（財産目録を除
く。）日付及び氏名を自署することがで
きれば、誰でも自筆証書遺言書を作成す
ることが出来ます。作成した遺言書は法
務局に保管することで、「遺言書が見つ
からない」「遺言書が改ざんされた」
などの問題を防ぐことができます。詳細
はお問い合わせください。

☎ 山形地方法務局新庄支局総務係
22-17528

借金返済の相談窓口

▼日時 月曜日～金曜日（土日祝除く）
8時30分～16時30分

▼電話 023-1641-15201
☎ 山形財務事務所理財課
023-1641-15178

！ 今月の納期

◆国民健康保険料 第8期
（口座振替日2/25・3/8）

3月1日（月）まで

忘れずに納付しましょう！

人権擁護委員に石井和代さんが 新任されました

人権擁護委員を平成30年から3年間にわ
たり務められた星川恵子さん（羽場）の
退任に伴い、1月1日付けで新たに石井
和代さん（朴山）が選任されました。よ
ろしく願います。



つる細工教室で楽しくモノ作り

▼日時 3月7日（日）9時～12時
▼場所 神室少年自然の家
▼費用 1,000円（材料費・保険代込）
▼内容 ぶどうつるを使った作品づくり
▼申込 2月12日（金）～19日（金）まで
☎ 神室少年自然の家
62-12611

特定（産業別）最低賃金が 改正されました

▼一般産業用機械・装置等製造業
…時間額862円
▼電気機械器具等製造業
…時間額846円
▼自動車・同附属品製造業
…時間額861円
▼自動車整備業（分解整備に従事する者）
…時間額865円

▼効力発生日 令和2年12月25日
☎ 山形労働局労働基準部賃金室
023-1624-18224

生活なんでも相談ダイヤル

▼日時 2月25日（木）～27日（土）
10時～17時

▼電話 0120-13916029

▼内容 生活全般に関する悩みや困り
ごとを相談ください

☎ 生活あんしんネットやまがた
0120-13916029

求職者の生活・就労相談ダイヤル

▼日時 2月25日（木）～27日（土）
10時～17時

▼電話 0800-1800-17867

▼内容 コロナ禍における求職活動中の
生活・住まい・就労などの悩み
を相談ください

☎ 山形県求職者総合支援センター
023-1647-17556

新型コロナウイルス対策支援事業の 申請期限延長について

町内事業者が感染防止のため衛生対策に
取組む費用を補助する、新・生活様式対
応支援事業の申請期限を令和3年2月19
日（金）に再延長します。

☎ 役場産業課 商工観光交流係
52-12111（内線407）

神室スキー場に遊びにおいでよ！

☎ グリーンバレー神室（神室管理事務所） ☎ 52-2240

営業時間 平日：15時～21時 休日：9時～21時

上質なパウダースノーが楽しめることで知ら
れる神室スキー場。小さなお子様連れも嬉し
いスライディングチューブもあります！

2月13日、3月13日は「スキー子どもの日」！
（毎月第2土曜日）

高校生以下のリフト・スライディングチュー
ブの料金が無料です！ぜひ遊びにきてくださ
い。

●コロナ対策●

- ・施設の出入り口での検温、消毒
- ・改札や発券所に飛沫対策としてアクリル板を
設置
- ・従業員のマスク着用
- ・今シーズンはペアリフトを一人乗りとさせて
いただきます



ホームページでは、毎日ゲレ
ンデ情報を更新しています！
ぜひチェックしてみてください！

在宅要介護者へ 介護激励金を支給します

【お問い合わせ】
役場健康福祉課 医療介護係／福祉係
☎ 52-2111（内線269／263）

- ▼対 象 者 要介護度3・4・5の方を在宅で1か月（30日）以上介護を主に行った介護者
（※要介護高齢者、介護者ともに金山町に住所があり、在住している方に限る）
- ▼助成内容 ・在宅介護の期間を令和2年4月1日からの1年間を基準とし認定を行います。
（※施設入所や医療機関への入院期間は除いた期間を合算して、期間を認定します）
・支給申請は年1回で、在宅介護期間によって支給金額が異なります。

介護期間	支給額
1ヵ月以上6ヵ月未満	1ヵ月当たり 5,000円
6ヵ月以上の方	年額 60,000円

- ▼申請方法 支給対象と思われる方には、2月中旬にご案内をお送りします。
通算して1か月以上在宅で介護を行った方は申請してください。
- ▼申請場所 役場健康福祉課 窓口
- ▼申請期限 3月31日（水）

